

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦		

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
		法人の名称	
		代表者氏名	(印)
		役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
2	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
3	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
4	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月15日
 大阪地方裁判所第14民事部
 裁判所書記官 高 崎 幸 次

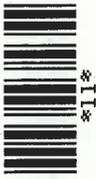
別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月30日 午前 9時00分から 令和 7年 6月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月12日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月25日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 7年 5月15日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	6,640,000 5,312,000	一括	1,330,000	82,824	19,615
1	1,590,000				
2	5,050,000				
備考					



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 守口市佐太中町七丁目 |
| | 地 番 | 30番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 67.45平方メートル |
| 2 | 所 在 | 守口市佐太中町七丁目30番地24 |
| | 家屋 番号 | 30番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 31.45平方メートル
2階 31.88平方メートル
3階 31.88平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 守口市佐太中町七丁目
地 番 30番24
地 目 宅地
地 積 67.45平方メートル
- 2 所 在 守口市佐太中町七丁目30番地24
家屋 番号 30番24
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根スレート葺3階建
床 面 積 1階 31.45平方メートル
2階 31.88平方メートル
3階 31.88平方メートル



令和 7年(ケ)第 11号
令和 7年 2月 13日受理
令和 年 月 日提出

7.3.12

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 峯 畑 仁 彰

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 守口市佐太中町七丁目
地 番 30番24
地 目 宅地
地 積 67.45平方メートル
- 2 所 在 守口市佐太中町七丁目30番地24
家屋 番号 30番24
種 類 居宅
構 造 鉄骨造陸屋根スレート葺3階建
床 面 積 1階 31.45平方メートル
2階 31.88平方メートル
3階 31.88平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	守口市佐太中町7丁目1番21号													
土地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)													
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)													
その他の事項	「その他の事項」のとおり													
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>		{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:													
	構造:													
	床面積:													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)													
その他の事項	「その他の事項」のとおり													
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		[地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
[地方裁判所	支部	平成	年()第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 なし
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地を適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- (3) 目的土地の接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、テレビ等の家財道具、日常生活用品等の動産が存在するが、以下の理由で空き家と思料される。

ア 所有者の配偶者の、目的建物から令和6年に引っ越して、現在は別の場所で生活しているという陳述の存在

イ ガスが閉栓されていること

- (4) 目的建物には以下の損傷箇所がある。

ア 2階のLDKの壁が黄ばんでいた。

イ 2階トイレの壁の下部が、繰り返し引っかかれたような傷が存在した。

ウ 1階から2階にあがる階段の壁に亀裂が存在した。

エ 3階南側洋室の壁に穴が存在した。

- (5) 目的建物は経年相当の劣化、損耗が認められる。

4 その他の状況について

目的土地の隣地（30-31）は、目的土地と隔たれることなく、庭として利用されていた。目的建物は、この隣地にはみ出してはいないと思われる。この隣地の登記事項証明書には、目的建物及び目的土地の所有者が所有者として記載されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> 所有者の配偶者	<p>1 目的建物には以前所有者を含めた家族で住んでいましたが、昨年秋に引っ越しました。</p> <p>2 目的建物で生活していたときは、ミニチュアダックスフンドを2匹飼っていました。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

関係人の陳述及び立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

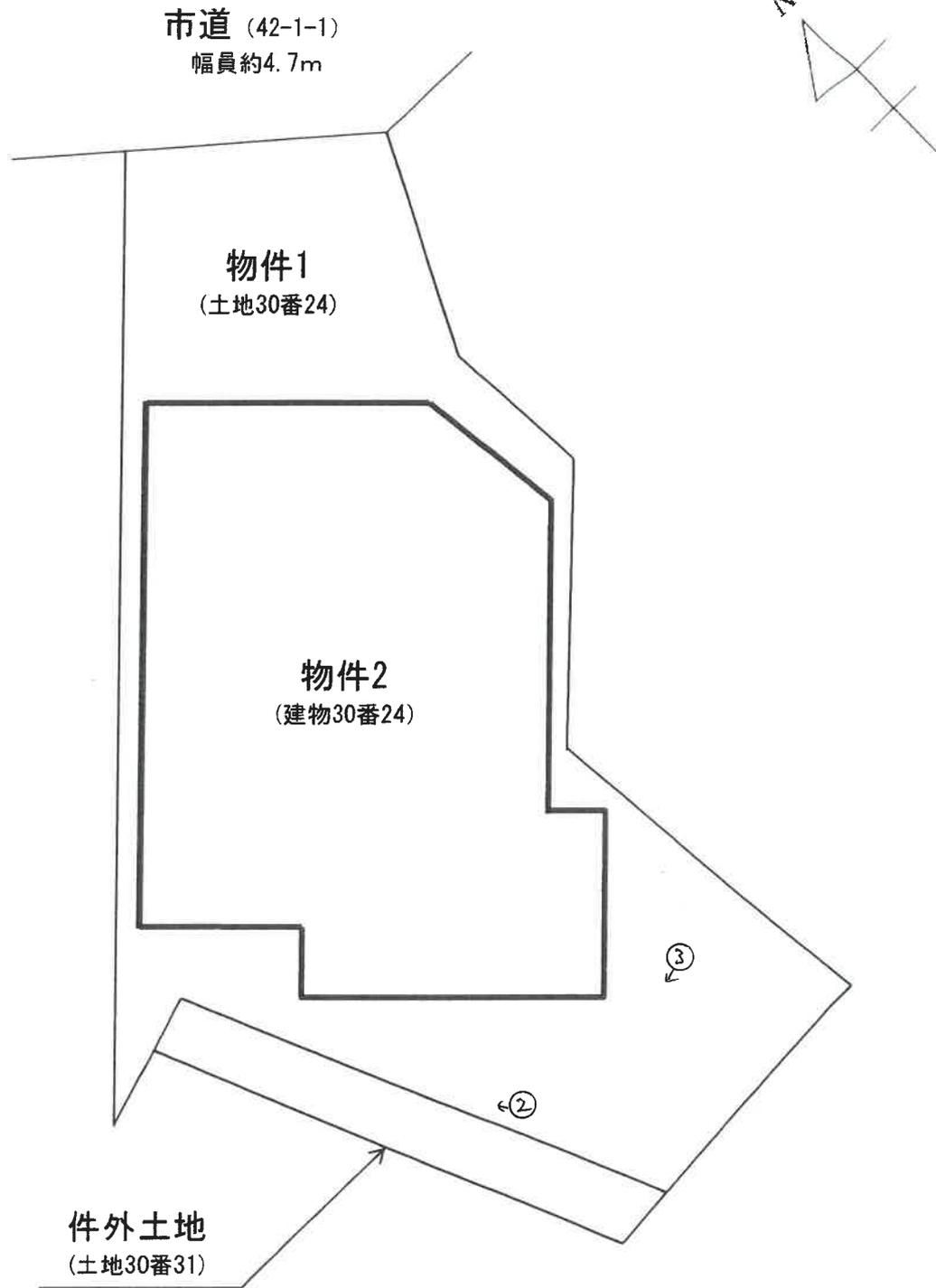
(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年2月13日 9:00-9:10	中之島図書館	物件確認
7年2月14日 16:40-16:55	物件所在地	物件及び占有確認
7年2月14日	執行官室	照会文書送付(所有者宛)
7年2月18日 14:33-14:39	執行官室	電話照会(所有者の配偶者から入電)
7年2月20日 9:20-9:25	大阪法務局北出張所	公図等調査
7年2月25日 9:30-9:45	守口市役所	道路等調査
7年3月5日 13:40-14:30	物件所在地	解錠による立入調査(評価人帯同)
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年 3月 5日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

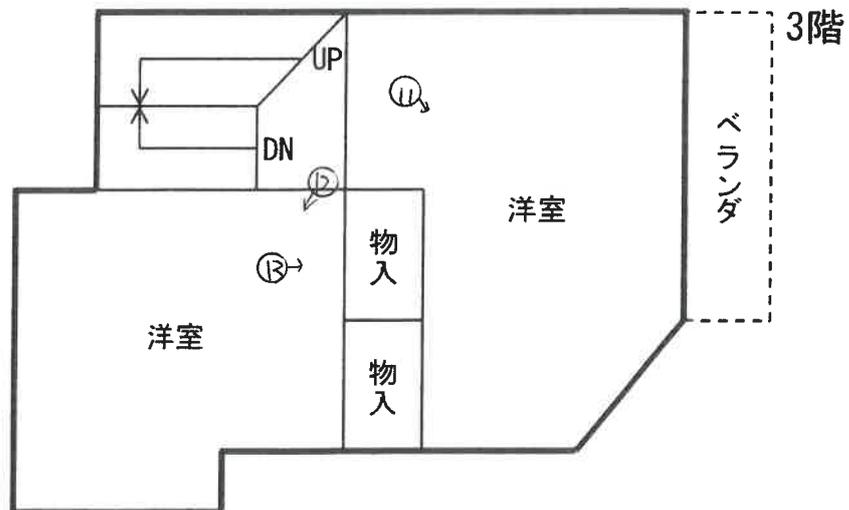
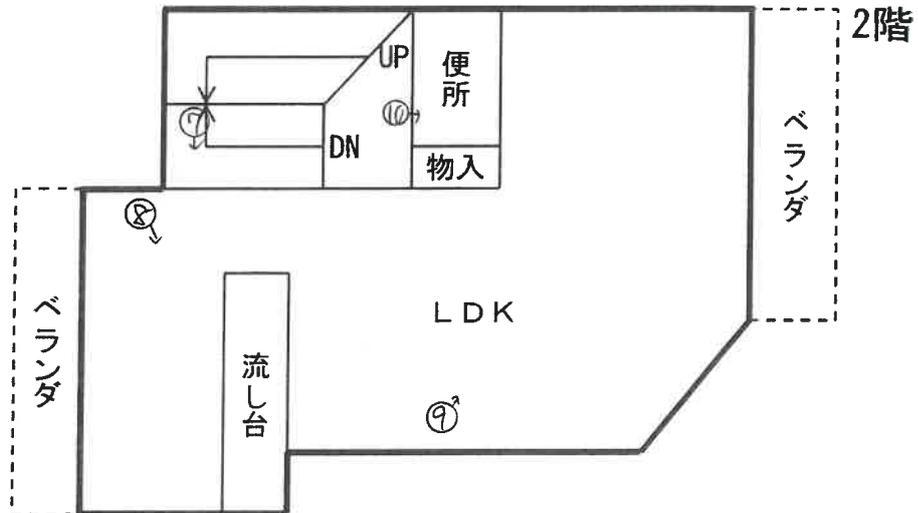
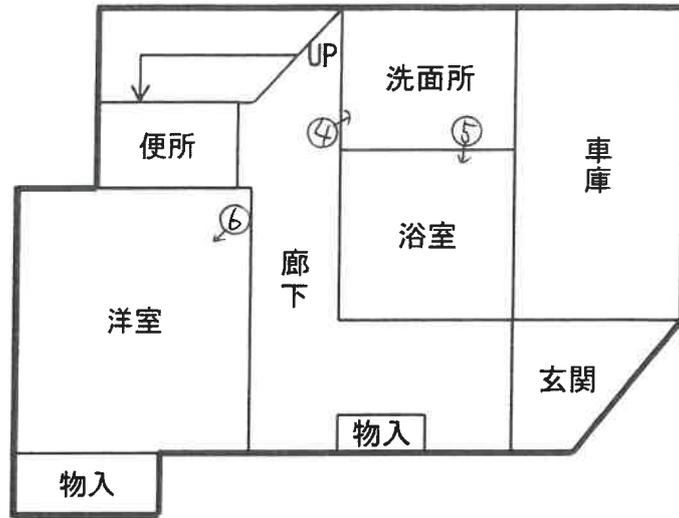
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

土地建物位置関係図



間取略図



① 目的建物



②



(9 枚目)

③



④



(10 枚目)

⑤



⑥



(1) 枚目)

⑦ 2階へ上る階段の壁の亀裂



⑧



⑨



⑩ 2階トイレの壁の損傷



(13 枚目)

⑪

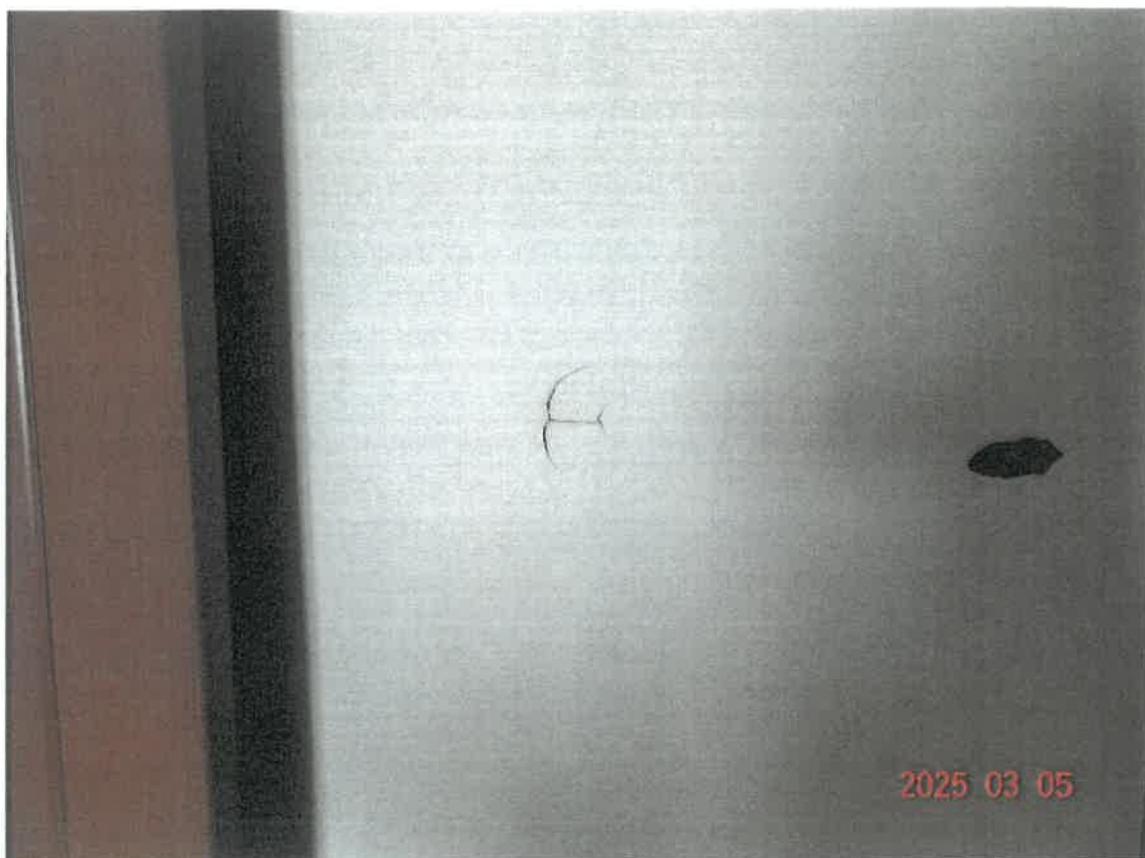


⑫



(14 枚目)

⑬ 3階南側洋室の壁の損傷



令和7年（ケ） 第11号

令和7年3月5日 現地調査

令和7年3月27日 評価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評価書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

下農 博之

第1 評価額

一括価格	
金 6,640,000円	
内訳価格	
物件1	金 1,590,000円
物件2	金 5,050,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために、一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした、適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として、目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	下記特記事項参照
2	所在家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記特記事項参照
番号	特記事項		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査の結果、概測数量と登記数量がおおむね符合すると思われるので、登記数量で評価する。但し、地積測量図が古く（平成14年作成）、境界、地積等の正確な情報を得るには、正式な専門調査を要する。 ・目的土地の南西側に、登記上、所有者名義の件外土地（30番31）があるが、現地調査により、目的不動産と同様に、庭の一部として利用されていると推察した。 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・建物図面と現況は、概ね一致した。 		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ谷町線 大日駅 北東方 道路距離 約2.0km (別添「位置図」参照) 最寄バス停 京阪バス 佐太天神前停留所 北西方 道路距離 約650m	
付近の状況	国道背後に小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	67.45m ²
	形状	不整形
	間口・奥行	間口約3.6m・奥行約11.5m（北西辺）
	高低差等	北東側市道と等高接面する平坦地
接面道路の状況	北東側	幅員約4.7m市道（建築基準法第42条1項1号該当）
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	居宅
	南東側	戸建住宅
	南西側	工場
	北東側	市道
	北西側	戸建住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>	
土壌汚染等	<p>目的土地の閉鎖謄本等からは、明治42年以降、個人、法人（不動産会社等）、現所有者等の所有者名、及び当初溜池、昭和43年より雑種地、昭和58年より宅地の登記簿地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、昭和35年頃は、未利用であったと思われる。守口市等での調査によれば、現在、対象物件には、法令上の有害物質使用特定施設はなく、周辺に、土壌汚染対策法上の要措置区域の指定、府条例の管理区域の指定等はない。現地調査及びヒアリングからは、特段の情報は得られなかった。なお、土壌汚染の有無及び内容について、確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。</p>	
特記事項	<p>・守口市のハザードマップによれば、目的土地は、浸水想定区域にあり、浸水想定深は、淀川が洪水した場合が3～5m、寝屋川が洪水した場合が0～0.5m、内水の場合が0～0.5mとのことである。なお、想定を超える被害、ハザードマップの更新等に注意を要し、浸水以外の情報についても確認が望ましい。</p>	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日	平成14年7月18日新築（登記記載）
	経過年数	約23年
	経済的残存耐用年数	約12年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	陸屋根スレート葺
	外 壁	吹付仕上等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気，給排水，衛生等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 95.21㎡ 増築はなく，登記と現況数量は，同じである。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間取り	3LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	目的建物には，全体的に，汚損，劣化等があり，内壁の穴，クラック，傷，黄ばみ等、部分的に，損傷等も見られた。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に，ベランダ，塔屋（床面積不算入）あり ・建築確認あり，検査済証あり ・設備等の稼働の状況を，確認したものではない。 ・目的建物の建築時期，構造，用途等より，アスベスト含有建材使用の可能性は，否定できない。なお，アスベスト使用の有無等，詳細については，専門調査機関による分析調査を要す。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を、次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	109,000	0.86	67.45	0.80	5,058,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 守口-6

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 132,000\text{円}/\text{㎡} & \times 100.9/100 & \times 100/104 & \times 100/117 & = 109,000\text{円}/\text{㎡} & \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の、価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.04 方位+4	1.00	1.00	1.00	1.04

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
0.99 幅員-1	1.03 最寄駅距離+3	1.15 周辺利用+15	1.00	1.17

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.01 方位+1	1.00	0.85 不整形-15	1.00	0.86

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を、考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した、標準的な建築費に比準して求め、これに、耐用年数に基づく方法、及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	180,000	95.21	0.32	5,484,000

ウ 現価率

経過年数	約23年
経済的残存耐用年数	約12年
観察減価	15%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}12\text{年} / (\text{経過年数}23\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}12\text{年}) \} \times (1 - 0.15) \\ &= 0.32 \end{aligned}$$

※) 観察減価は、維持管理の状況、中古建物に係る市場の特性等を考慮して、査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		イ	イ	
1	5,058,000	0.50	法定地上権	2,529,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円)	占有 減価	市場性 修正	競売市 場修正	その他の 控除減価 (敷金等)	評価額 (円)
	(1①オ, 1②エ) ア	(2①ウ) イ	ウ	エ	オ	カ	キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ]
1	5,058,000	- 2,529,000		0.90	0.70		1,590,000
2	5,484,000	+ 2,529,000	1.00	0.90	0.70	0	5,050,000
一括価格 (合計)							6,640,000

ウ 占有減価

本件の場合不要

エ 市場性修正

庭の一部が件外土地であること、アズベスト含有建材使用の可能性を排除できないことより

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を、0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 守口-6

所 在 : 守口市佐太中町6丁目15番17「佐太中町6-2-10」
価 格 : 132,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ谷町線 大日駅 北東方 約1.5km (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 76㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南 4.0m 市道
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 一般住宅, アパート等が多く見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 3,736,730円
物件2 : 5,293,254円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 建物図面
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

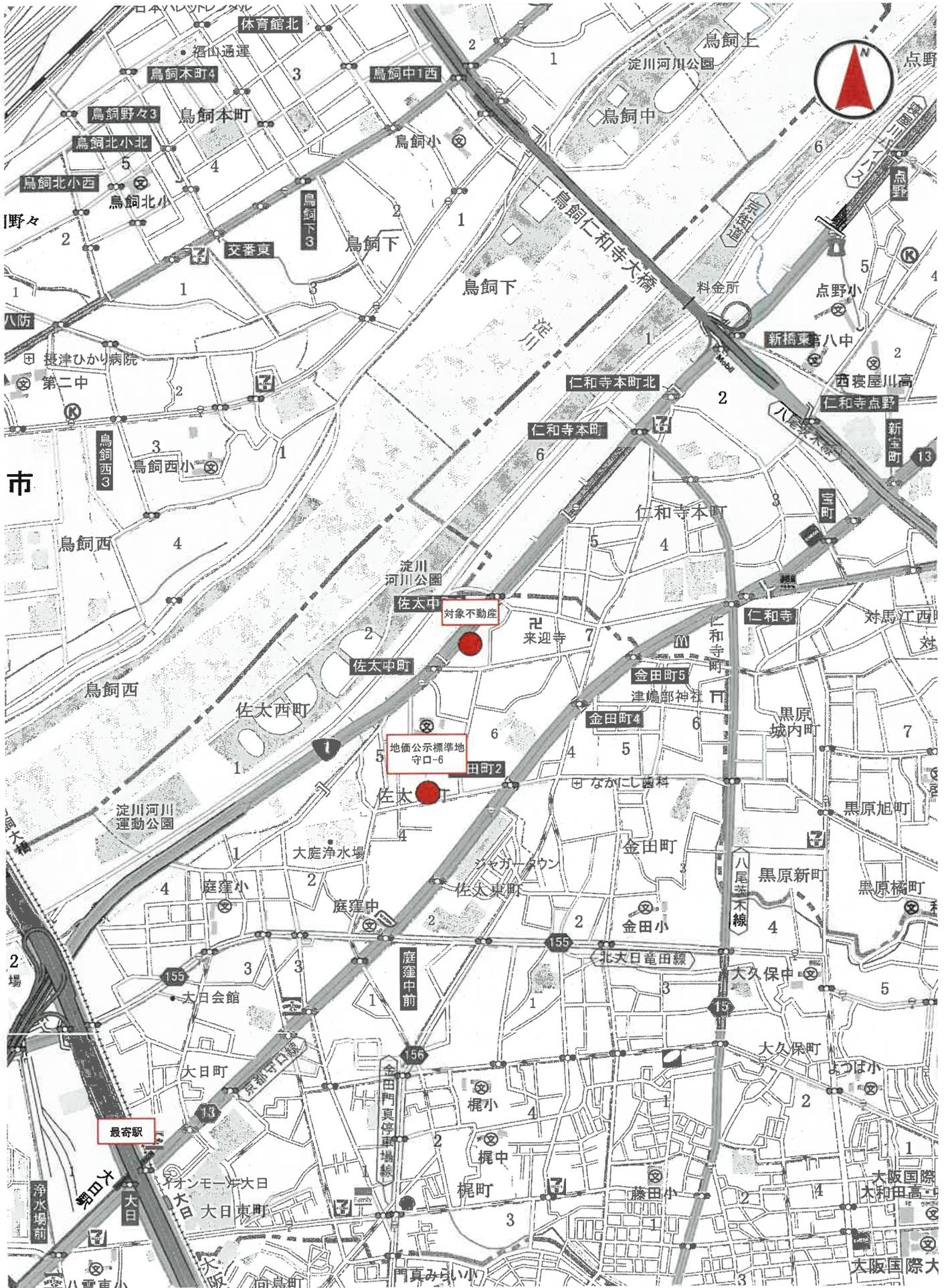
以 上

物 件 目 録

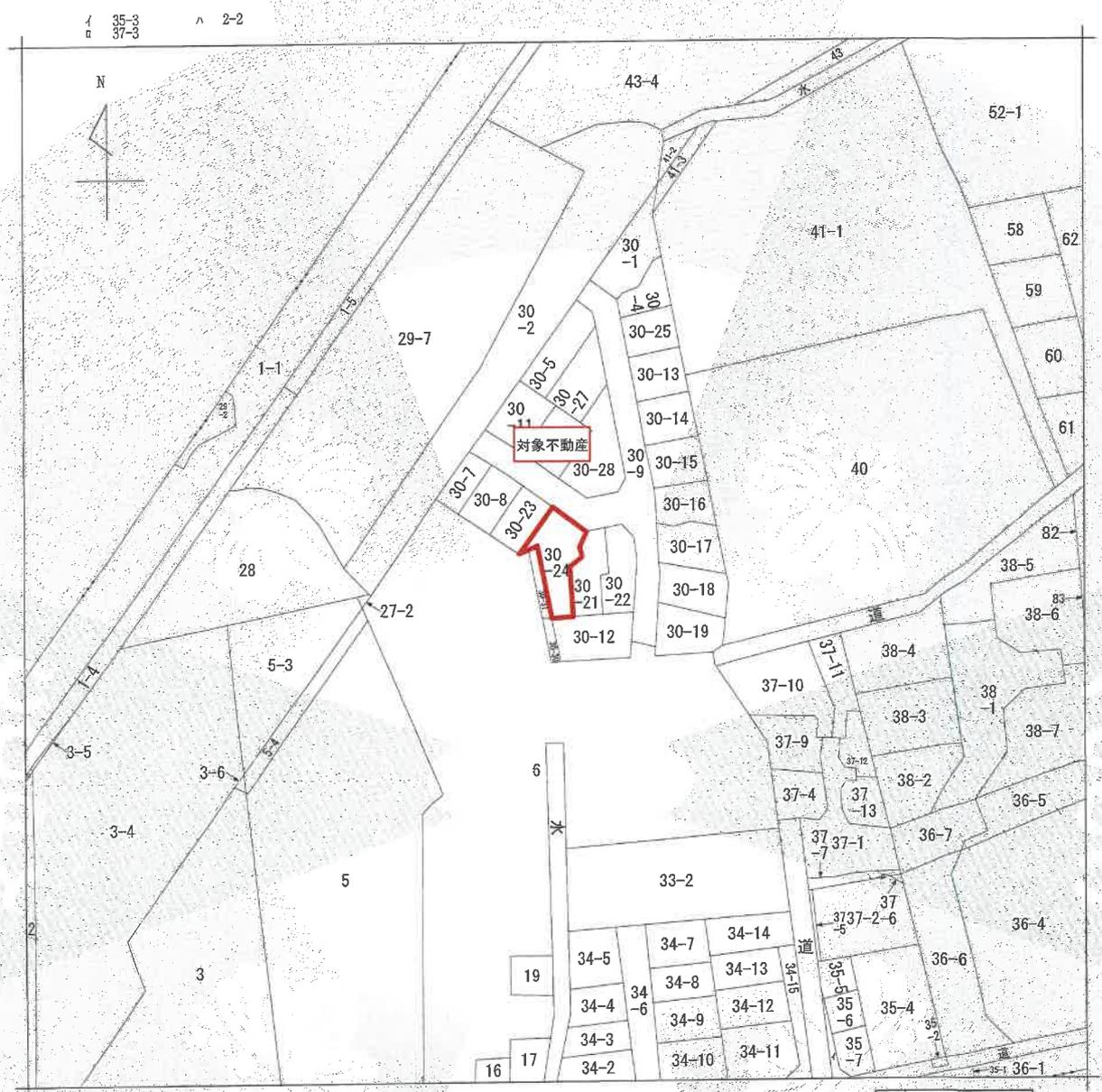
- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 所 在 | 守口市佐太中町七丁目 |
| | 地 番 | 30番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 67.45平方メートル |
| 2 | 所 在 | 守口市佐太中町七丁目30番地24 |
| | 家屋 番号 | 30番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根スレート葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 31.45平方メートル |
| | | 2階 31.88平方メートル |
| | | 3階 31.88平方メートル |



附 属 資 料



縮尺1:15,000



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
佐太中町
7丁目

請求部	所在 守口市佐太中町七丁目			地番	30番24		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日 (原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局守口出張所管轄)

令和6年12月6日
東京法務局

地図整理番号: M81785 登記官
(1/1)

登記年月日：平成14年1月18日

前30-8 後30-8 30-23 30-24 地積測量図
 地番 30-8 30-23 30-24
 土地の所在 守口市佐太中町7丁目

2550028

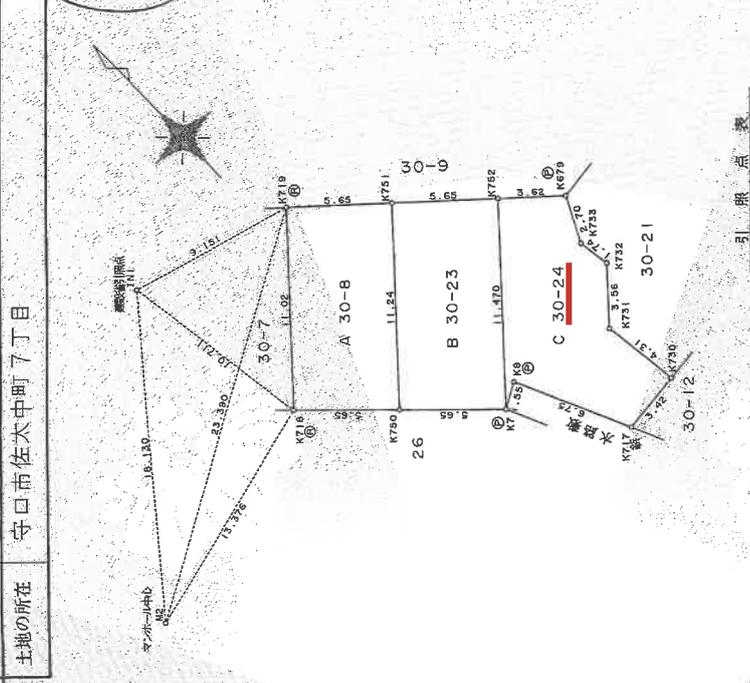
平成十四年四月廿八日登記

座標求積表

地番	A 30-B		Yn		(Xn+1 - Xn-1)Yn	
測点	Xn	Yn	Xn	Yn	Xn+1	Xn-1
K719	324.981	264.504	324.981	264.504	-1204.022208	
K718	316.600	267.233	316.600	267.233	-3132.840707	
K750	312.702	261.332	312.702	261.332	1189.583264	
K751	321.152	266.751	321.152	266.751	3273.118429	
		倍面積			125.838778	
		地積			62.9193890	
		地積			62.91	㎡

地番	B 30-23		Yn		(Xn+1 - Xn-1)Yn	
測点	Xn	Yn	Xn	Yn	Xn+1	Xn-1
K751	321.152	266.751	321.152	266.751	-1268.504720	
K750	312.702	261.332	312.702	261.332	-3227.168868	
K7	308.803	265.431	308.803	265.431	1252.834320	
K752	317.422	272.999	317.422	272.999	3371.264651	
		倍面積			126.405383	
		地積			64.2026915	
		地積			64.20	㎡

地番	C 30-24		Yn		(Xn+1 - Xn-1)Yn	
測点	Xn	Yn	Xn	Yn	Xn+1	Xn-1
K752	317.422	272.999	317.422	272.999	-1700.510771	
K7	308.803	265.431	308.803	265.431	-2073.281841	
K8	309.611	266.758	309.611	266.758	-1418.352286	
K717	303.486	269.595	303.486	269.595	-1531.838790	
K730	303.823	272.990	303.823	272.990	1289.604760	
K731	308.210	272.431	308.210	272.431	1895.574898	
K732	310.867	274.781	310.867	274.781	1209.036400	
K733	312.610	274.525	312.610	274.525	1137.906125	
K679	315.032	275.721	315.032	275.721	3266.769452	
		倍面積			134.908247	
		地積			67.4841235	
		地積			67.45	㎡



引照点表

P1	INI	X座標	Y座標
		327.193	255.650
P2	M2	X座標	Y座標
		244.345	313.019

境界点

境界点	X座標	Y座標
K679	23.468	31.441
K717	27.504	26.990

境界標識の種類

種類	記号
境界標識の種類	○
ブレイク	□
コンクリート杭	△
刺	◇

縮尺 1/250
 (大塚土地家産調査士会)

申請人

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局守口出張所簿巻)
 令和6年12月6日 東京法務局 登記官

地図整理番号：H81786

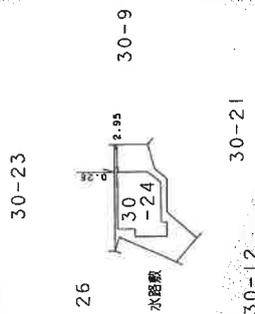
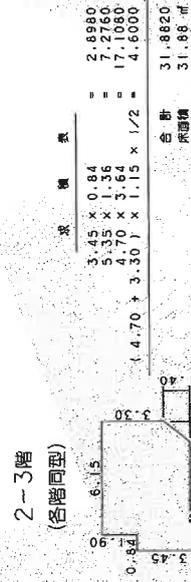
登記年月日：平成14年12月16日

5550025
各階平面図

平成14年12月16日登記
建物図面
各階平面図 H.14.b.16.

家屋番号 30-24

建物の所在 守口市佐太中町7丁目30番地24



これは図面に記載されている内容を説明した書面である。

(大阪法務局守口市出張所管轄)

令和6年12月6日 東京法務局

登記官

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

地図整理番号：H81787

